

舞鶴市

事業者原油価格・物価高騰緊急対策事業給付金

申請期間:令和4年10月17日~令和5年1月31日

新型コロナウイルス感染症、国際情勢等に起因する急激な原油価格や物価高騰に直面している市内の中小企業者の負担軽減を図り、今後の事業の継続を支援するため、給付金を支給します。

給付要件

- ①舞鶴市内に本店または主たる事務所(※)を有する法人若しくは事業を営む者が舞鶴市内に住居を有する個人事業主であること((※)法人の登記事項証明における本店を指す)
- ②中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること（一次産業者及び公的サービス提供事業所を除く）
- ③令和4年3月31日以前から市内で事業をしており、今後も事業を継続する意思があること
- ④市税の滞納をしていないこと
- ⑤事業に必要な許認可を取得していること

※ 別途、不支給要件がありますので、詳細は給付金申請要領をご確認ください。

給付額（一律）

建設業・製造業・運輸業

法人 20万円

個人 10万円

その他の業種

法人 10万円

個人 5万円

提出書類

- 舞鶴市事業者原油価格・物価高騰緊急対策事業給付金交付申請書兼同意・宣誓書
- 振込口座の通帳の写し（通帳の表紙を開いたページ）
- 確定申告書の写し
- 履歴事項全部証明書または本人確認書類の写し
- （建設・製造・運輸のみ）主たる事業として対象業種を営んでいることが確認できる資料

申請方法

所定の申請様式に必要事項を記入の上、添付書類を添えて郵送で申請願います。

※必ずレターパック等追跡ができる方法で送付してください。

<送付先>

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市 産業創造・雇用促進課内「事業者支援特別相談窓口」

Tel:0773-66-0028 Fax:0773-62-9891

HPは
こちら

